

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第二項の規定により意見が述べられましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

令和元年七月三十日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称（仮称）ドラッグコスモス坊城店

所在地 橿原市東坊城町三四七番一ほか

二 述べられた意見の概要

東坊城町出垣内二区自治会 区長

1 市道二六号線は里道であるが、計画地の北東部の敷地端まで擁壁、フェンス等が作られてしまうと、北側に並ぶ住宅横への道路（里道・二項道路）への自動車の進入及び北側に隣接する住宅の自動車の出入りが困難となることから、今までどおり、通行が可能となるような道幅を確保するように地元への配慮をしていた。だきたい。住民の高齢化も進んでおり、自動車の出入りができなくなることは、生活が著しく脅かされ、死活問題となりかねない。

2 緊急自動車等が進入できなくなることによる影響も懸念される。従来どおりの自動車の通行ができるように、擁壁、フェンス等の位置を下げるようにしていただきたい。

三 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部産業振興総合センター

四 縦覧期間

令和元年七月三十日から同年八月三十日まで

五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで